

大和市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月26日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する規程

(大和市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 大和市教育委員会事務決裁規程(昭和43年大和市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2 教育総務課、公印の項を次のように改める。

公印	① 公印の新調、改刻及び廃止の承認 ② 事前公印の使用承認 ③ 公印の印影の刷込み承認 ④ 電子公印の使用及び廃止の承認				
----	---	--	--	--	--

別表第2 教育総務課、採用・更新の項決裁事項\決裁者の欄中「・更新」を削り、同項教育長の欄第2号を次のように改める。

② 条件付採用職員の正式採用(会計年度任用職員に係るものを除く。)

(大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程(令和2年大和市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1(2)人事関係の表任免の項の改正規定を次のように改める。

別表第1(2)人事関係の表任免の項を次のように改める。

任免				① 予算の範囲内での会計年度任用職員の任免 ② 条件付採用の会計年度任用職員の正式採用	非常勤特別職員 の委嘱及び解嘱	教育総務課長 に合議
----	--	--	--	--	--------------------	---------------

別表第1(2)人事関係の表服務、営利企業への従事等の許可の項の改正規定を次のように改める。

別表第1(2)人事関係の表服務、営利企業への従事等の許可の項中「及び非常勤職員」を削る。

附 則

この訓令中第1条の規定は、令和2年4月1日から、第2条の規定は公表の日から施行する。